

# 大分大学教育マネジメント機構教学マネジメント室内部質保証委員会内規

令和3年2月22日制定

令和3年内規第1号

## (趣旨)

第1条 この内規は、大分大学教育マネジメント機構教学マネジメント室細則（令和3年細則第2号）第6条第2項の規定により、大分大学教育マネジメント機構教学マネジメント室内部質保証委員会（以下「内部質保証委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

## (審議事項)

第2条 内部質保証委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育の内部質保証に関する方針及び体制に関すること。
- (2) 教育の内部質保証のために行う自己点検・評価に関すること。
- (3) 自己点検・評価結果の有効性の検証及び改善に関すること。
- (4) その他教育の内部質保証に関し必要な事項

## (構成)

第3条 内部質保証委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長
- (2) アドミッションセンター長
- (3) 基盤教育センター長
- (4) 学生支援センター長
- (5) 国際教育推進センター長
- (6) 教育コーディネーター
- (7) 学生支援部長
- (8) 学生支援部教育支援課長
- (9) その他委員長が必要と認める者

2 前項第9号の委員は、機構長が指名する。

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 第2項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第4条 内部質保証委員会に委員長を置き、教学マネジメント室長をもって充てる。

2 委員長は、内部質保証委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

## (議事)

第5条 内部質保証委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (議事の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより内部質保証委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の内部質保証委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第7条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 内部質保証委員会の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、内部質保証委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、令和3年3月1日から施行する。

2 この内規の施行後、最初に指名される第3条第1項第8号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則（令和3年教育マネジメント機構内規第1号）

この内規は、令和3年10月1日から施行する。